

はじめに

◆策定の目的

- ・情報化が高度に進展し、変化の激しい現代社会においては、児童生徒の情報活用能力を各学校段階、各教科等の学習活動を通じて体系的に育成することが求められています。
- ・今後は、整備の段階から、利活用の段階になることから、これまでの取組をさらに充実させるとともに、教職員や子どもたちのICTの積極的・効果的な利活用を推進し、学力の向上のみならず、校務の効率化をさらに進めていくことが重要です。
- ・日々進化していく情報化の進展や国及び県の情報化施策の動向に対応し、教育の情報化を総合的かつ体系的に推進していくことを目的として、「常総市教育情報化推進計画」を策定するものです。

◆計画の位置づけ

- ・本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、国の学校教育情報化推進計画を参考に、常総市の学校教育情報化推進計画として策定します。ただし、本計画は、今後の学校教育の情報化を進めていくうえで、教職員及び教育委員会が取組の理念や目指す方向性、今後進める具体的な施策を共有する目的で策定するものであり、教育委員会内部の指針として位置付けます。

◆計画期間

令和5年度～7年度（計画期間であっても必要に応じて柔軟に修正）

教育の情報化をとりまく動き

◆情報化の進展

- ・超スマート社会（Society5.0）の到来により、日本はこれまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつあります。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化は加速しています。

◆国の取り組み

- ・新学習指導要領（平成29年・30年・令和元年改訂）
- ・GIGAスクール構想の実現（令和元年度補正予算）
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会答申）
- ・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂（令和3年）
- ・教育データの利活用ロードマップ（令和4年1月、デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省）
- ・学校教育情報化推進計画の策定（令和4年12月、文部科学省）

◆教育情報化の基本方針

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成
- (2) 教職員のICT活用指導力の向上
- (3) ICTを活用するための環境整備
- (4) 校務情報化の推進とICT活用の推進体制構築

◆学校教育の情報化に関する目標

- ・一人一台端末等のICT機器を授業でほぼ毎日活用する学校の割合
- ・一人一台端末等のICT機器が勉強の役に立つと考える児童生徒の割合
- ・教職員が授業においてICTを活用して指導する能力
- ・ICTを活用した校務の効率化に取り組んでいる学校の割合

◆教育情報化の実現に向けた方策

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・授業におけるGIGAスクール端末の活用
 - ・プログラミング的思考の教育の推進
 - ・AIドリル教材の活用
 - ・授業及び学習支援ツールの活用

- (2) 教職員のICT活用指導力の向上
- ・児童生徒にICT活用能力を身に付けさせるための学年に応じた標準スキル等の検討
 - ・ソフトウェアやシステムの研修の実施
 - ・ICT支援員及び市教育委員会職員による支援

- (3) ICTを活用するための環境整備
- ・ネットワークアセスメントの実施
 - ・大型掲示装置の設置
 - ・GIGAスクール端末の計画的な更新
 - ・校務用パソコンの計画的な更新
 - ・校務クラウド運用による業務改善
 - ・セキュリティ対策の定期的な見直し

- (4) 校務情報化の推進とICT活用の推進体制構築
- ・統合型校務支援システムの継続導入と更新
 - ・ICT支援員の継続派遣
 - ・学校ICT推進委員会の活用
 - ・教職員の働き方改革のためのICT活用事例の研究

各方策を推進・実現することで、児童生徒の力を最大限に引き出すとともに、業務の効率化など教育現場の負担軽減等を図り、教育をより良い方向に変革します。